

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)

作成日 2025/9/18
最終更新日 2025/10/8

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2025年10月1日
国立大学法人名		国立大学法人東京芸術大学
法人の長の氏名		日比野 克彦
問い合わせ先		企画総務課 E-mail：soumu-soumu@ml.geidai.ac.jp
URL		https://www.geidai.ac.jp

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	【確認の方法】 国立大学法人ガバナンス・コードのすべての項目の適合状況について、更新部分も含め確認を行った。確認に当たっては、事前に各項目の更新案やスケジュールの説明を受けるとともに、第96回経営協議会（令和7年10月8日開催）にて各委員の意見交換等および最終確認を行った。 【総評】 ガバナンス・コードについて、基本的に各原則に適合した取組が実施されていることを確認した。 引き続き、本学の活動や取組等を分かりやすく発信し、社会やステークホルダーからの理解や支持につなげ、本学が目指す「芸術による社会との共創」の実現に向けた取組が加速することを期待する。
監事による確認	更新あり	【確認の方法】 国立大学法人ガバナンス・コードのすべての項目の適合状況について、更新部分も含め確認を行った。確認に当たっては、事前に各項目の更新案やスケジュールの説明を受けるとともに、第96回経営協議会（令和7年10月8日開催）にて各委員の意見交換等および最終確認を行った。 【総評】 ガバナンス・コードの実施状況や記載について、更新部分も含め、現在の状況を踏まえた的確な内容であることを確認した。 ガバナンス・コードが、国立大学法人が自らの経営を律しつつ、その機能を持続的に高めていくための基本原則となる規範であることを踏まえ、引き続き、適切なガバナンス体制の下、中期目標・中期計画に掲げた各施策の実行、そのための課題の把握や全学的な業務効率化のさらなる促進を通じて、教育・研究・社会貢献機能を一層強化し、社会の変化に応じた役割を果たし続けていくことを期待する。
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況	更新あり	当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則１－１ ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	東京芸術大学は、我が国唯一の国立総合芸術大学として、創立以来の自由と創造の精神を尊重し、我が国の芸術文化の発展について指導的役割を果たすことを使命（ミッション）とし、この使命を遂行するため、教育・研究・社会貢献に係る基本的な目標を定めている。 また、中長期的な基本方針・ビジョンおよび、その実現の為の具体的な目標・計画として、第４期中期目標・計画を策定・公表している。 これらのビジョン・戦略・目標・計画の策定にあたっては、本学が、前身である東京美術学校、東京音楽学校の創立以来、我が国の芸術教育研究の中枢として、伝統文化を継承しつつ、新しい芸術思想や技術の摂取、融合を図り幾多の優れた芸術家、中等教育から高等教育に亘る芸術分野の教育者・研究者を輩出してきた歴史的経緯を踏まえ、グローバルな視点から、世界の芸術文化の動向や、学内外の多様な関係者の意見および社会の要請等の把握に努めている。 ■東京芸術大学の使命と目標 https://www.geidai.ac.jp/outline/plan/mission ■学長メッセージ https://www.geidai.ac.jp/outline/introduction/president ■NEXT 10 Vision https://www.geidai.ac.jp/outline/plan/next10vision ■第４期中期目標・計画等 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/legal
補充原則１－２④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		本学では、中期目標・計画に係る実施状況・進捗状況について、毎年度、自己点検評価書および事業報告書を取りまとめ、大学Webサイトにおいて公表することとしている。 また、自己点検評価および大学評価により抽出されたグッドプラクティスや課題等を踏まえた更なる施策・改善活動についても、上記の公表内容に併せて記載している。 ■第４期中期目標・計画および各年度の自己点検評価書・事業報告書 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/legal
補充原則１－３⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	中期的な財務計画については、中期目標・計画において、令和４年度～令和９年度の「予算（人件費の見積りを含む）」「収支計画」「資金計画」を策定・公開している。 教育研究の費用及び成果については、毎年度の財務諸表、財務レポート、事業報告書において記載・公開している。 本学HPにおいて、役員等の一覧表及びその担当職務とともに、経営協議会や教育研究評議会の委員一覧及びその規則も公表し、学内の権限と責任の体制について明確にしている。 また、長期的な視点に立って本学に必要な人材の育成・確保を図るため、「東京芸術大学における総合的な人事方針」を作成し公表している。本方針の中では、本学の目標や使命を果たすため、芸術研究院等を活用し、適切な年齢構成を実現すること及びSDG s等の取組を促進するため、ダイバーシティを考慮した環境作りを進めることを共通の方針として定めるとともに、教員人事の方針や事務職員人事の方針についても定めている。 ■毎年度の財務諸表、財務レポート、事業報告書 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/legal

補充原則 1－3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		本学HPにおいて、役員等の一覧表及びその担当職務とともに、経営協議会や教育研究評議会の委員一覧及びその規則も公表し、学内の権限と責任の体制について明確にしている。 ■東京芸術大学規則集（第2編 理事、副学長及び運営組織） https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/index.html ■役員等一覧 https://www.geidai.ac.jp/outline/organization/officials ■経営協議会委員一覧 https://www.geidai.ac.jp/outline/organization/admin_council ■教育研究評議会委員一覧 https://www.geidai.ac.jp/outline/organization/edu_council
補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		本学では、長期的な視点に立って本学に必要な人材の育成・確保を図るため、「東京芸術大学における総合的な人事方針」を作成し公表している。本方針の中では、本学の目標や使命を果たすため、芸術研究院等を活用し、適切な年齢構成を実現すること及びSDG s等の取組を促進するため、ダイバーシティを考慮した環境作りを進めることを共通の方針として定めるとともに、教員人事の方針や事務職員人事の方針についても定めている。 ■東京芸術大学における総合的な人事方針、法人運営を行う人材の確保と育成方針 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/legal#12
補充原則 1－3⑥（4）及び 補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等 （法人の活動状況や資金の使用状況等）		中期的な財務計画については、中期目標・計画において、令和4年度～令和9年度の「予算（人件費の見積りを含む）」「収支計画」「資金計画」を策定・公開している。 ■第4期中期目標・中期計画一覧表 https://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2017/11/legal02ro_02ichiran_R04-R09_20230325.pdf
補充原則 1－4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		教育研究の費用及び成果については、毎年度の財務諸表、財務レポート、事業報告書において記載・公開している。 ■毎年度の財務諸表、財務レポート、事業報告書 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/legal
原則 2－1－3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	本学では、法人経営人材を育成するため、大学内に設置する理事室の室長として業務を所掌させること等を通じて、学長の職務遂行を助けるとともに、大学運営に係る会議への参画等によって、全学的な課題や学内の重要事項の把握・認識やマネジメント力の向上等を図るほか、学長特命又は学長特別補佐は学長直下で法人経営に携わる業務に従事している。 なお、上記の考え方等を取りまとめた「東京芸術大学における法人運営を行う人材の確保と育成方針」をHP上に公表している。 ■東京芸術大学における法人運営を行う人材の確保と育成方針 https://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2017/11/TrainingPolicy.pdf

補充原則 2－2－1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等に当たっての考え方や選任理由	更新あり	経営及び教学運営を担う役員等については、規則に必要な能力を明記し、必要な分野に必要な人材を学長が任命している。 また、長期的な視点に立った法人経営を推進するため経営戦略を担当する理事を、学長の円滑な大学運営を補佐するため学長特命、学長特別補佐を、学長がそれぞれ任命し、学長のリーダーシップを支援する体制を構築している。 ■東京藝術大学理事に関する規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20250717_017.pdf ■東京藝術大学副学長に関する規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20191017_020.pdf ■東京藝術大学学長特命規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20131024_293.pdf ■東京藝術大学学長特別補佐に関する規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20131024_421.pdf ■役員等一覧 https://www.geidai.ac.jp/outline/organization/officials
原則 2－3－1 役員会の議事録		役員会を毎月開催し、本学の教育研究、経営に関する重要事項について審議している。議事録については、本学HPで公表している。 ■東京藝術大学役員会議事録 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/proceeding
原則 2－4－2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		本学の教員は、世界一線級外国人教員をはじめとして、アーティストとして活躍している者を採用している。また、職員についても、それぞれの業務分野で経験した既卒者を採用するなどの取組も進めている。 理事については、多様な分野における経験や幅広く高い専門性及び知見を有する者を登用し、本学の強みを強化するとともに、多角的視点のある経営層となるよう努めている。 ■役員等一覧 https://www.geidai.ac.jp/outline/organization/officials
補充原則 3－1－1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	更新あり	本学の経営協議会の学外委員は、「東京藝術大学経営協議会規則」第 2 条に基づき、本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命している。現在の学外委員は、教育研究から経営まで幅広い分野の出身者で構成されている。 また、会議の運営に当たっては、活発な意見交換を行う時間を設けるなど、経営協議会における審議の充実を図っている。 ■東京藝術大学経営協議会規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/index.html#2
補充原則 3－3－1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	学長選考・監察会議は、法令等に則り当該会議が学長に求められる資質及び能力等の選考基準を定め、学内に公示し、学内の意向投票の結果及び学長選考・監察会議自らが推薦する者を学長候補適任者として選定した上で、学長選考・監察会議が主体的に選考及び決定している。選考基準、選考結果、選考過程、選考理由については本学HPにて公表している。 ■東京藝術大学学長選考基準、選考結果、選考過程、選考理由 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/president

補充原則 3－3－1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新あり	学長選考・監察会議において、本学のミッション実現やリーダーシップの発揮、また継続的な運営体制の構築等のために必要とする学長の適切な任期の議論を踏まえ、中期目標期間の6年を基本とし、適切なガバナンスの在り方から再任に期限を設けることはしつつも、再任2回目の3年を検討する際には適切な議論を踏まえることとし、「任期を6年、ただし、再任の場合の任期は3年とし、再任は2回までとする」と定めている。当該規則とともに、その理由については、委員からの主な意見（要旨）として議事要録に記載の上、本学HPに公表している。 ■東京藝術大学学長の任期に関する規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/index.html#6_1 ■議事要録 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/president
原則 3－3－2 法人の長の解任を申し出るための手続き	更新あり	「東京藝術大学学長選考規則」第11条において学長の解任の理由、第12条において解任の発議の条件を示すとともに、第13条において学長選考・監察会議が解任の適否を議決することを定め、学長の解任を申し出るための手続きについて明確化している。また、当該規則を本学HPに公表している。 ■東京藝術大学学長選考規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/index.html#6_1
補充原則 3－3－3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		学長選考・監察会議は、学長の就任2年目以降の毎年度、学長の業績評価を実施し、業績評価の結果を学長に通知するとともに、速やかに学内外に公表している。 ■業績評価結果 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/president
原則 3－3－4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	更新あり	学長選考・監察会議委員は、「東京藝術大学学長選考・監察会議規則」第2条において経営協議会の学外委員のうちから7名を経営協議会において選出すること、及び教育研究評議会構成員（学長を除く。）のうちから7名を教育研究評議会において選出することを明確化し、当該規則を本学HPに公表している。 経営協議会からの選任委員については、いずれも社会における芸術の在り方について様々な立場から関わりとともに大学に関しても広くかつ高い識見を有する者であり、本学の目標や社会の中での本学の役割等を踏まえた学長選考・監察会議における議論についても適切に行うことの出来る方々でもあることから、経営協議会で審議の上、全員を選任している。 教育研究評議会からの選任委員については、学内の意見をより広く聞くため、学内各学部・大学院（美術学部、音楽学部、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科）の長のほか、各部局の教授会において投票で候補者が選出される部局のうち、教育研究評議会において審議の上、附属図書館長、大学美術館長及び演奏芸術センター長を選任している。 ■東京藝術大学学長選考規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/index.html#6_1 （参考）■東京藝術大学次期学長候補者の選考について（令和3年11月） https://www.geidai.ac.jp/news/20211126107625.html
原則 3－3－5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由	更新あり	令和6年度に実施した令和5年度の業績評価において、学長の業績は概ね順調に遂行されていると評価されている。総括理事の設置については、今後の学長選考・監察会議が実施する学長の評価等の議論も踏まえ、必要に応じて検討する。

基本原則 4 及び原則 4 － 2 内部統制の仕組み、運用体制 及び見直しの状況	更新あり	総務担当理事を内部統制を総括する役員として位置づけるとともに、内部統制に係る重要事項は役員会に諮ることとしている。各部局においては、各担当部局で分掌し各部局の長が責任者となって内部統制の推進を行っている。また「本学における内部統制システムの推進について」を学長裁定で定め、各部局の長を推進責任者とし、内部統制システムを推進するための体制を整備している。 コンプライアンスについては「東京芸術大学コンプライアンス推進規則」において、学長を最高責任者とする学内のコンプライアンス推進体制を定めるとともに、必要な調査の実施や教職員の責務等を定め、本学の社会的信頼の維持及び業務運営の公平・公正性の確保に努めている。 内部通報については「東京芸術大学コンプライアンス推進規則」において、通報者の責務、通報受付管理者の責務などを明確にし、コンプライアンス通報があった際は直ちに学長に報告の上、必要な調査を実施し、学長が調査結果に基づき速やかに必要な措置を講じる体制を整えている。 さらに、本学においては、「東京芸術大学における芸術研究活動に係わる行動規範」を定めるとともに、研究活動等への不正を防止するため、研究者倫理に関するガイドライン及び研究活動の不正行為等に関する取扱規則等を定め公表するとともに、全学的な研究倫理講習会の実施等を行っている。なお、研究インテグリティの確保にかかる体制については、R6.12月に関係規則の改正を行うなどにより整備し、本学Webサイトで公表するとともに、相談窓口等に係る学内周知を行っている。 ■東京芸術大学コンプライアンス推進規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20250717_432.pdf ■東京芸術大学における芸術研究活動に関わる行動規範 https://www.geidai.ac.jp/outline/plan/conduct ■東京芸術大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20241219_343.pdf
原則 4 － 1 法人経営、教育・研究・社会 貢献活動に係る様々な情報を わかりやすく公表する工夫	更新あり	法定公開情報はHPで公表しているほか、本学では、学長の指示のもと大学の広報活動を最重要事項の1つとしてとらえ、学長特命として広報担当の教員をおいている。学長特命のもと、大学HPの見直しを不断に行いつつ、戦略的な広報活動を展開している。 特に、HPでは今後の社会における本学の在り方や、本学自体をより深く理解していただくための動画を、学長自ら出演するYouTubeの東京芸術大学公式チャンネルにて毎週発信しているほか、クローズアップ藝大として教授たちへのインタビュー連載、藝大関係者によるリレーコラム、藝大生の親のインタビューなど、藝大を様々な面から取り上げたコンテンツを発信している。そのほか、大学で開催するコンサートや展覧会の情報、各専攻から受験生へのメッセージなど、本学の多様な教育研究活動を公表している。 経営に関する情報としては、毎年度の財務諸表、財務レポート、事業報告書等において、教育・研究・社会貢献等の法人の活動状況および資金の使用状況を記載・公開している。 さらに、学内におけるコストの見える化として、財務諸表や事業報告書において、学部・研究科等別のセグメント情報(費用、収益、教育研究等の成果・実績)を開示し、各種会議体等で共有している。 ■東京芸術大学法定公開情報 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/legal ■東京芸術大学HP https://www.geidai.ac.jp/
補充原則 4 － 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		公表については、ホームページだけではなく、学内の様々な取組等を紹介している大学広報誌「藝える」のほか、SNSやYouTubeなどに広げ、分かりやすく幅広い層に情報を公開している。 ■東京芸術大学公式チャンネル（東京芸術大学HPトップページよりリンク） https://www.geidai.ac.jp/ ■大学広報誌「藝える」 https://www.geidai.ac.jp/information/publication/pr_magazine

補充原則 4 – 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報	ディプロマポリシーにおいて、本学学生が大学で身に付けることができる能力を示すとともに、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを定め、3つのポリシーに基づいた教育活動と入学者選抜を行っている。学生の進路状況、学習環境や内容・成果の満足度、卒業時満足度は、ホームページに公表している。 ■学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠について (ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー) https://www.geidai.ac.jp/department/fine_arts https://www.geidai.ac.jp/department/gf_gs_fine_art https://www.geidai.ac.jp/department/music https://www.geidai.ac.jp/department/gf_gs_music https://www.geidai.ac.jp/department/gf_gs_fnm https://www.geidai.ac.jp/department/gf_gs_gac ■学生の進路状況 https://www.geidai.ac.jp/life/job/career ■卒業時満足度調査 https://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2025/07/911325dda90c7d470e2b24e3a70a0b70.pdf
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項	■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 (法定公開情報) https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/legal ■学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/education_announce ■教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する情報 (教員の養成の状況についての情報の公表について) https://www.geidai.ac.jp/life/courses-2/ttc/condition ■公文書等の管理に関する法律第13条第2項に規定する情報 (東京芸術大学学法人文書管理規則) https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20220330_069.pdf